

最高裁判所（第一小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号 更正すべき理由がない旨の通知処分
の取消請求上告事件

国側当事者・国

平成27年1月22日棄却・確定

（控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成26年2月27日判決、本資料264号－39・順号12420）

（第一審・津地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年9月26日判決、本資料263号－170・順号12294）

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成27年1月22日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 金築 誠志

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹

裁判官 池上 政幸

当事者目録

上告人	A
被上告人	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	山門 由美